

- ロ 中小企業者等のうち資本金の額又は出資金の額が3,000万円を超える法人(農業協同組合等(措法42の4⑧九)、中小企業等協同組合等(措令27の12の3②)を除く)(措令27の12の4③)以外の法人

$$\boxed{\text{特定経営力向上設備等の取得価額}} \times \boxed{10\%}$$

(2) 法人税額限度額

$$\boxed{\text{調整前法人税額}} \times 20\% - \boxed{\text{特定中小企業者等の場合の税額控除(措法42の6②)}} - \boxed{\text{特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の税額控除(措法42の12の3②)}}$$

### 3 テレワーク等を促進するために中小企業経営強化税制の拡充(中小企業庁ホームページ)

中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備の対象に、業務のデジタル化(テレワーク等)を促進するために、遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする投資計画に記載された設備を加えます。

(1) 概要

中小企業経営強化税制とは、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)が選択適用できるものです。

これまで、生産性向上設備(A類型)、収益力強化設備(B類型)が対象になっておりましたが、新たにデジタル化設備(C類型)が対象に加わりました。

(2) 対象設備について

デジタル化設備とは、下記のいずれかに該当する投資計画を達成するために必要不可欠な設備です。

① 遠隔操作

- イ デジタル技術を用いて、遠隔操作をすること  
ロ 以下のいずれかを目的とすること  
　a 事業を非対面で行うことができるようのこと  
　b 事業に従事する者が、通常行っている業務を、通常出勤している場所以外の場所で行うことができるようのこと

② 可視化

- イ データの集約・分析を、デジタル技術を用いて行うこと  
ロ イのデータが、現在行っている事業や事業プロセスに関係するものであること  
ハ イにより事業プロセスに関する最新の状況を把握し経営資源等の最適化※を行うことができるようのこと

※「経営資源等の最適化」とは、「設備、技術、個人の有する知識及び技能等を含む事業活動に活用される資源等の最適な配分等」をいいます。

③ 自動制御化

- イ デジタル技術を用いて、状況に応じて自動的に指令を行うことができるようすること  
ロ イの指令が、現在行っている事業プロセスに関する経営資源等を最適化するためのものであること

# テレワーク等のための中小企業の 設備投資税制

(中小企業経営強化税制の拡充)

## 中小企業のテレワーク等のための設備投資を支援します

- 中小企業者等が、テレワーク等のための設備の取得等をした場合に、中小企業経営強化税制の適用を受けることができるようになりました。
- 具体的には、以下の設備について、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした場合に、設備の即時償却又は設備投資額の7%(資本金が3,000万円以下の法人は10%)の税額控除をすることができます。

テレワーク等のための  
設備投資に係る新たな類型  
が追加されます

類型	生産性向上設備	収益力強化設備	新たな類型（デジタル化設備）
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械装置</li> <li>◆測定工具及び検査工具</li> <li>◆器具備品</li> <li>◆建物附属設備</li> <li>◆ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械装置</li> <li>◆工具</li> <li>◆器具備品</li> <li>◆建物附属設備</li> <li>◆ソフトウェア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械装置</li> <li>◆工具</li> <li>◆器具備品</li> <li>◆建物附属設備</li> <li>◆ソフトウェア</li> </ul>

- 対象となる資産、経営力向上計画の認定については、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。

(中小企業庁：経営サポート「経営強化法による支援」)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>



- 税制の詳しい内容は、国税庁ウェブサイトをご覧ください。

(国税庁：No.5434 中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5434.htm>



## 12 現行規定の解釈に基づく取扱い

### 1 法人税に関する取扱い

(1) 貸貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合(新型コロナウイルス税務FAQ問4) [4月30日更新]

当社は、店舗用物件やテナント等を賃貸する不動産貸付業を行っています。今般、新型コロナウイルス感染症の影響で、当社の物件を賃借している事業者から、「売上が急減している中、固定的に支払いが発生する賃料の負担が大変である。」といった切実な声が寄せられています。

そこで、当社としては、賃料の減額を求められた場合、契約内容の見直しを行い、今般の感染症の流行が終息するまでの期間に限って、賃料の減額に応じるつもりです。

このように当社が取引先等に対して、復旧支援のため、賃料の減額に応じた場合に、その賃料の減額分については、法人税の取扱上、寄附金として取り扱われるのでしょうか。

- 企業が、賃貸借契約を締結している取引先等に対して賃料の減額を行った場合、その賃料を減額したことに合理的な理由がなければ、減額前の賃料の額と減額後の賃料の額との差額については、原則として、相手方に対して寄附金を支出したものとして税務上、取り扱われることになります(法人税法22条3項、4項、同法37条)。
- しかしながら、貴社が行った賃料の減額が、例えば、次の条件を満たすものであれば、実質的には取引先等との取引条件の変更と考えられますので、その減額した分の差額については、寄附金として取り扱われることはありません。
  - ① 取引先等において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、又は困難となるおそれが明らかであること
  - ② 貴社が行う賃料の減額が、取引先等の復旧支援(営業継続や雇用確保など)を目的としたものであり、そのことが書面などにより確認できること
  - ③ 賃料の減額が、取引先等において被害が生じた後、相当の期間(通常の営業活動を開けるための復旧過程にある期間をいいます)内に行われたものであること
- また、取引先等に対して既に生じた賃料の減免(債権の免除等)を行う場合についても、同様に取り扱われます。  
なお、賃料の減免を受けた賃借人(事業者)においては、減免相当額の受贈益が生じることになりますが、この場合であっても、事業年度(個人の場合は年分)を通じて、受贈益を含めた益金の額(収入金額)よりも損金の額(必要経費)が多い場合には課税が生じることはありません。
- この取扱いは、テナント以外の居住用物件や駐車場などの賃貸借契約においても同様です。  
〔参考〕
  - 法人税基本通達9-4-6の2(災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等)
  - 租税特別措置法関係通達(法人税編)61の4(1)―10の2(災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等)

(2) 業績が悪化した場合に行う役員給与の減額(新型コロナウイルス税務FAQ問6)〔4月13日追加〕

当社は、各種イベントの開催を請け負う事業を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、イベント等の開催中止の要請があったことで、今後、数か月間先まで開催を予定していた全てのイベントがキャンセルとなりました。

その結果、予定していた収入が無くなり、毎月の家賃や従業員の給与等の支払いも困難な状況であることから、当社では、役員給与の減額を行うこととしました。

法人税の取扱いでは、年度の中途で役員給与を減額した場合、定期同額給与に該当せず、損金算入が認められないケースもあると聞いています。

そこで、当社のような事情によって役員給与を減額した場合、その役員給与は定期同額給与に該当するでしょうか。

- 貴社が行う役員給与の減額改定については、業績悪化改定事由(法人税法34条1項1号、法人税法施行令69条1項1号ハ)による改定に該当するものと考えられます。

したがって、改定前に定額で支給していた役員給与と改定後に定額で支給する役員給与は、それぞれ定期同額給与に該当し、損金算入することになります。

- 法人税の取扱いにおける「業績悪化改定事由」とは、経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があることをいいますので、貴社のように、業績等が急激に悪化して家賃や給与等の支払いが困難となり、取引銀行や株主との関係からもやむを得ず役員給与を減額しなければならない状況にある場合は、この業績悪化改定事由に該当することになります。

[参考]

➢ 法人税基本通達9-2-13(経営の状況の著しい悪化に類する理由)

➢ 役員給与に関するQ&A(平成24年4月改訂版)〔Q1〕(業績等の悪化により役員給与の額を減額する場合の取扱い)

(3) 定時株主総会の延期に伴う定期同額給与の通常改定時期(新型コロナウイルス税務FAQ問7)〔6月12日追加〕

3月決算法人である当社は、基準日を3月末日とし、毎年6月下旬に定時株主総会を開催しているため、法人税の確定申告書については、法人税法75条の2第1項の規定を適用することにより、提出期限を1月延長し6月末日までとしています。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、決算・監査に関する業務に大きな遅延が生じている状況にあり、通常どおり6月下旬に定時株主総会を開催することが困難なことから、5月下旬に基準日を変更する旨を公告し、定時株主総会の開催時期を8月下旬に延期するとともに、法人税の確定申告書の提出期限についても、法人税法75条の2第9項を適用し、国税通則法11条の規定による期限延長の適用を受ける予定です。

ところで、当社では、毎年、定時株主総会において、役員報酬の総額及び取締役会にて各役員の定期給与の額(毎月同額)を決定する旨を議決しており、今回の定時株主総会においても同様の議決を行い、その後に開催する取締役会において各役員の定期給与の額の改定を行う予定です。

ここで、今回の役員給与の改定は、その改定時期が通常の改定時期である3月経過日等後となりますが、改定後の役員給与の額は定期同額給与に該当しないこととなるのでしょうか。

- ご質問の場合には、法人税法施行令69条1項1号イに規定する「特別の事情があると認められる場合」に該当し、定期同額給与の通常改定時期の要件を満たすことから、改定後の役員給与の額は定期同額給与に該当することとなります。

- 役員給与のうち、定期同額給与の改定(以下「通常改定」といいます)については、会計期間開始の日から3月(法人税法第75条の2第1項各号の規定の適用を受けている場合にはその指定月数に2を加えた月数)を経過する日(以下「3月経過日等」といいます)までに行うことが要件とされています。  
これに加えて、継続して毎年所定の時期にされる改定に限り、3月経過日等後となることにつき「特別の事情があると認められる場合」には、その通常改定の時期の要件は、その改定の時期とされています(法人税法施行令69条1項1号イ)。
- この点、ご質問のような状況により、定時株主総会に合わせて継続して毎年所定の時期にされる役員給与の通常改定が3月経過日等後に行われる場合には、自己の都合によらない「特別の事情があると認められる場合」に該当し、定期同額給与の通常改定の時期の要件を満たすこととなります。

[参考]

- 法人税基本通達9-2-12の2(特別の事情があると認められる場合)
- 経済産業省ホームページの株主総会に関するページにおいて、株主総会の延期等を行う企業向けに、定期同額給与のほか、事前確定届出給与及び業績連動給与の手続きに関する考え方を掲載しています。 [https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi\\_sokai.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai.html)

## 2 所得税に関する取扱い

- (1) 従業員に対して事業者から見舞金が支給された場合の取扱い(新型コロナウイルス税務FAQ問9-3) [5月15日追加]

私は、介護老人福祉施設を有する法人の代表者です。当社は緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業に該当することもあり、これまで休業することなく事業を継続してきました。

社会的な使命に応えるためとはいえ、緊急事態宣言中に事業を継続する中で、従業員には新型コロナウイルス感染症の感染リスクといった平常時には感じ得ない相当な不安を抱えながらも懸命に事業に従事していただきました。

そこで、当社では、社内規程である慶弔基準を改定し、「新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言下において介護サービスを実施する従業員については、5万円の見舞金を支給する。」こととし、近日、この基準に従って支給することとしました。

この見舞金は、非課税所得に該当し、給与等として源泉徴収することは不要ですか。

- ご質問の見舞金は、非課税所得に該当しますので、給与等として源泉徴収する必要はありません。
- 新型コロナウイルス感染症に関連して従業員等が事業者から支給を受ける見舞金が、次の3つの条件を満たす場合には、所得税法上、非課税所得に該当します(所得税法9条1項17号)。
  - ① その見舞金が心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるものであること  
**【条件①】**
  - ② その見舞金の支給額が社会通念上相当であること **【条件②】**
  - ③ その見舞金が役務の対価たる性質を有していないこと **【条件③】**
- ※ 緊急事態宣言が解除されてから相当期間を経過して支給の決定がされたものについては、そもそも「見舞金」とはいえない場合がありますので、ご留意ください。

**【条件①について】**

- 心身に加えられた損害につき支払を受けるものの具体例は、次のとおりです。

- 従業員等やその親族が新型コロナウイルス感染症に感染したため支払を受けるもの
- 緊急事態宣言の下において、事業の継続を求められる事業者(注1)の従業員等で次のいずれにも該当する者が支払を受けるもの(注2)
  - ・ 多数の者との接触を余儀なくされる業務など新型コロナウイルス感染症の感染リスクの高い業務に従事している者
  - ・ 緊急事態宣言がされる前と比較して、相当程度心身に負担がかかっていると認められる者

(注1) 事業の継続が求められる事業者に該当するかどうかの判定に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を参考にしてください。

(注2) 緊急事態宣言がされた時から解除されるまでの間に業務に従事せざるを得なかったことに基因して支払を受けるものに限ります。

#### 【条件②について】

- 見舞金の支給額が社会通念上相当であるかどうかは、次の点を踏まえ判断することになります。
  - その見舞金の支給額が、従業員等ごとに新型コロナウイルス感染症に感染する可能性の程度や感染の事実に応じた金額となっており、そのことが事業者の慶弔規程等において明らかにされているかどうか。
  - その見舞金の支給額が、慶弔規程等や過去の取扱いに照らして相当と認められるものであるかどうか。

#### 【条件③について】

- 例えば、次のような見舞金は役務の対価たる性質を有していないものには該当しないことになります。
  - 本来受けるべき給与等の額を減額した上で、それに相当する額を支給するもの
  - 感染の可能性の程度等にかかわらず従業員等に一律に支給するもの
  - 感染の可能性の程度等が同じと認められる従業員等のうち特定の者にのみ支給するもの
  - 支給額が通常の給与等の額の多寡に応じて決定されるもの
- ご質問の見舞金について、上記条件①から③までを満たすものと考えられますので、非課税所得に該当し、給与等として源泉徴収する必要はありません。

(2) 売上げの一部を寄附した場合の必要経費の取扱い(新型コロナウイルス税務FAQ問10)  
[5月15日追加]

私は、個人で食料品の小売販売をしており、今般、売上げの一部を医療機関に寄附する取組を始めることにしました。この取組については、①指定商品の売上金額の一定割合を寄附金額とすること、②寄附先、③寄附日などをあらかじめ設定し、指定商品を購入するお客様にご理解いただけるよう店内ポスターやホームページなどで広く一般に周知するとともに、寄附をした後には、その旨も同様に周知することとしています。この度、予定どおり医療機関に寄附をしましたが、この支出は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできますか。

- ご質問については、医療機関に寄附した金額が、事前に広く一般に周知していた取組によるものであることが明らかである場合に限り、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます。
- 所得税法上、必要経費とされるのは、収入金額を得るため直接要した費用と販売費・

一般管理費等の所得を生ずべき業務について生じた費用とされています(所得税法37条1項)。

- ご質問によれば、商品の販売時において、所定の日に売上金額の一定割合の金額を指定された医療機関に寄附することを店内ポスターなどで広く一般に周知していたとのことですので、あなたが始めた取組は、新型コロナウイルス禍の下で社会的に必要とされる医療機関を支援する目的のほかに、集客を目的とした一種の広告宣伝としての効果を有しているものと認められます。  
また、顧客が指定商品を購入する際には、あなたと顧客との間で、この取組(取引条件)に合意していたものと考えられますので、あなたには、売上の一部から所定の金額を医療機関に寄附する義務が生じていることになります。
  - したがって、医療機関に寄附したことによる支出は事業の遂行上必要なものとして生じたものと考えられますので、その支出は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます。
  - なお、あらかじめ周知する内容が不明確である場合など、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできませんので、ご留意ください。
    - ・ “周知する内容を” 売上げの一部を寄附します” としか示していない場合(寄附金額が不明確)
    - ・ “周知する内容を” 医療機関に寄附します” としか示していない場合(寄附先が不明確)
    - ・ 周知内容と異なる内容の寄附を行っている場合(事業の遂行上必要かどうか不明確)
- ※ 個人事業主が支出した寄附金で、必要経費に算入されないものについては、事業主個人の家事上の経費になります。家事上の経費に該当する寄附の寄附先が国や地方公共団体等の寄附金(税額)控除の対象である場合には、控除の適用を受けることができます。

## 13 申告の期限の個別延長

### 1 災害等による期限の延長

#### (1) 規定(国通法11)

国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税關長は、災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収(申告等)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り、その期限を延長することができる。

#### (2) 期限の延長(国税通則令3①)

国税庁長官は、都道府県の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、(1)の申告等の期限までに、申告等をすることができないと認める場合には、地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。

#### (3) 申告等をすることができない対象者が多数に上る場合(国税通則令3②)

国税庁長官は、災害その他やむを得ない理由により、(1)の申告等の期限までに、申告等をすべき者((2)の規定の適用がある者を除く)であって、その期限までにその行為のうち、特定の税目に係る国税に関する法律又は電子情報処理組織による申請等(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律6①)の規定により電子情報処理組織を使用して行う申告その他の特定の税目に係る特定の行為をすることができないと認める者(対象者)が多数に上ると認める場合には、対象者の範囲及び期日を指定してその期限を延

長するものとする。

(4) 納税者の申請に基づく期限の延長(国税通則令3③)

国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長は、災害その他やむを得ない理由により、(1)に規定する期限までに、(1)に規定する申告等をすることができないと認める場合には、(2)、(3)の規定の適用がある場合を除き、その行為をすべき者の申請により、期日を指定してその期限を延長するものとする。

(5) (4)の期限の延長を受ける場合の理由書の提出(国税通則令3④)

(4)の申請は、(1)に規定する理由がやんだ後相当の期間内に、その理由を記載した書面でしなければならない。

2 国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ(新型コロナウイルス個別延長FAQ、令和2年3月、令和2年6月12日更新、国税庁)

(1) 確定申告期限の柔軟な取扱い(新型コロナウイルス個別延長FAQ問1) [5月29日更新]

新型コロナウイルス感染症の影響により、申告所得税等の申告・納付期限の一括延長の期限である令和2年4月16日(木)までに申告等の手続ができませんでしたが、令和2年4月17日(金)以後は、申告期限等を延長されることはないのでしょうか。

- 令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告につきましては、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み、感染拡大によって外出を控えるなど令和2年4月16日(木)の期限までに申告することが困難であった方については、期限を区切らずに、同年4月17日(金)以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることとしています。
- 申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ていただければ、個別に申請することにより、申告期限の延長の取扱いをすることとしています。
- また、申告期限の延長に関する個別の申請は、別途、申請書等を作成して提出していただく必要はなく、申告書を提出いただく際に、その余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」といった文言を付記していただくか、e-Taxをご利用の方は所定の欄にその旨を入力していただくなど簡易な手續で申請を行うことができます。
- なお、申告期限及び納付期限は原則として申告書の提出日となります。

【所得税申告書の記載例】

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請										
F A 0 1 2 5										
令和 01 年分の 所得税及び 復興特別所得税 の確定申告書B										
住所 <small>又は 事務所 事務所 居宅</small> <small>令和 01 年 の生年月日</small>					個人番号 <small>フリガナ</small>					
氏名 <small>性別 男 / 女 生年 月日</small>					被扶養者 <small>配偶者 母子扶養 配偶者 母子扶養</small>	被扶養者 <small>配偶者 母子扶養 配偶者 母子扶養</small>	申告主の氏名 <small>申告主との結婚 白客・勤務先・携帯 電話番号</small>	申告主の氏名 <small>申告主との結婚 白客・勤務先・携帯 電話番号</small>		
第一表 (令和元年)										

【贈与税申告書の記載例】

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請									
F D 4 7 2 8									
令和 01 年分贈与税の申告書(兼贈りやすい類) (兼算用申告書)									
提出用 印鑑欄					申告書 提出用印鑑欄	整理番号 年 月 日	申告書 提出用印鑑欄	申告書 提出用印鑑欄	申告書 提出用印鑑欄
提 出 用 印 鑑 欄	申 告 書 印 鑑 欄								
第一表 (令和元年分以降)									

【消費税及び地方消費税申告書の記載例】

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請									
G K 0 3 0 4									
税務署長殿 (受取印)									
令和 年 月 日		税務署長殿							
納税地	(電話番号 - - - )								
(フリガナ) 名 称 又は屋号									
※ 税務署 一連番号 翌年以降 送付不要 領 取 印 整理 番 号									
申告年月日 申告区分 指摘等 序指定 局指定									
通信日付印 確認印 印									

- (2) 期限の個別延長が認められるやむを得ない理由 (新型コロナウイルス個別延長FAQ問2) [4月16日更新]

新型コロナウイルス感染症に関連して、期限内に国税の申告・納付ができない場合、災害その他やむを得ない理由による期限延長が認められますか。

- 新型コロナウイルス感染症(以下、この間では「感染症」といいます。)に関しては、これまでの災害時のように資産等への損害や帳簿書類等の滅失といった直接的な被害が生

じていないものの、感染症の患者が把握された場合には濃厚接触者に対する外出自粓の要請等が行われるなど、自己の責めに帰さない理由により、その期限までに申告・納付等ができない場合も考えられます。

- 今般の感染症に関しては、これまでの災害時に認められていた理由のほか、例えば、次のような理由により、申告書や決算書類などの国税の申告・納付の手続に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、個別の申請による期限延長(個別延長)が認められることとなります(国税通則法11条、国税通則法施行令3条3項、4項)。

#### [個人・法人共通]

- ① 税務代理等を行う税理士(事務所の職員を含みます。)が感染症に感染したこと
- ② 納税者や法人の役員、経理責任者などが、現在、外国に滞在しており、ビザが発給されない又はそのおそれがあるなど入出国に制限等があること
- ③ 次のような事情により、企業や個人事業者、税理士事務所などにおいて通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと
  - 経理担当部署の社員が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実がある場合など、当該部署を相当の期間、閉鎖しなければならなくなつたこと
  - 学校の臨時休業の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行つたことで、経理担当部署の社員の多くが休暇を取得していること
  - 緊急事態宣言などがあったことを踏まえ、各都道府県内外からの移動を自粓しているため、税理士が関与先を訪問できない状況にあること

#### [法人]

- ④ 感染症の拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと(「1申告・納付等の期限の個別延長関係」問7参照)

#### [個人]

- ⑤ 納税者や経理担当の(青色)事業専従者が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実があること
- ⑥ 次のような事情により、納税者が、保健所・医療機関・自治体等から外出自粓の要請を受けたこと
  - 感染症の患者に濃厚接触した疑いがある
  - 発熱の症状があるなど、感染症に感染した疑いがある
  - 基礎疾患があるなど、感染症に感染すると重症化するおそれがある
  - 緊急事態宣言などにより、感染拡大防止の取組みが行われている
- ※ 上記以外にも、個別の申請により申告期限等が延長される場合がありますので、ご不明な点がございましたら所轄の税務署(調査課所管法人については所轄の国税局)へご相談ください。

## II 地方税関係

### 1 地方税における納税猶予

#### (1) 適用要件(地法附則59①)

次の①、②の要件を満たすこと。

- ① ①新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、  
②令和2年2月1日以後に、納税者又は特別徴収義務者の事業につき相当な収入の減少であって、

③次のイ～ハの事実(地規附則27)があったことその他これに類する事実(新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実)があること。

イ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響による場合であること。

ロ ④令和2年2月1日から徴収の猶予を受けようとする地方団体の徴収金の納期限までの間における連続する1月以上の期間の収入金額(納税者又は特別徴収義務者の事業に係る収入金額をいう)を、

⑤その期間の初日の1年前の日から、その期間の末日の1年前の日までの期間の収入金額で除して得た割合が、おおむね100分の80以下となったこと。

令和2年2月1日から徴収金の納期限までの間における連続する1月以上の期間の収入金額

≤ おおむね80%

その期間の初日の1年前の日から、その期間の末日の1年前の日までの期間の収入金額

ハ ロの地方団体の徴収金の納期限までの間は、令和2年4月30日から2月を経過した日(令和2年6月30日)前に納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金にあっては、同年2月1日から、令和2年4月30日から2月を経過する日(令和2年6月29日)までの間であること。

#### ② 納税者又は特別徴収義務者が、

①特定日(徴収の猶予の対象となる地方団体の徴収金の期日として令和3年1月31日(地令附則36①))までに納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金で、

②次のイ、ロの全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難であると認められる場合であること。

イ ③特定日以前に納税義務又は特別徴収義務の成立した地方税(証紙徴収(地法1①十三)に係る地方税(地令附則36④)を除く)に係る地方団体の徴収金で、

④納期限が令和2年2月1日以後に到来するもののうち、

⑤その申請の日以前に納付し、又は納入すべき税額の確定したもの

ロ ⑥次のa、b(地令附則36⑤)で定める地方税に係る地方団体の徴収金で、

⑦その納期限が令和2年2月1日以後に到来するもの

a 法人の中間申告、みなし中間申告、決定、更正に係る納付すべき道府県民税、市町村民税

b 法人の中間申告、みなし中間申告、修正申告、更正に係る納付すべき事業税

#### (2) 取扱い(地法附則59①)

地方団体の長は、①①の猶予期間の定め(地令附則36②)により、

②その地方団体の徴収金の納期限内にされたこれらの者の申請(地方団体の長においてやむを得ない理由があると認める場合には、その地方団体の徴収金の納期限後にされた申請を含む)に基づき、

③その納期限から1年以内の期間((1)②ロの地方団体の徴収金については、②(地令附則36③)

で定める期間)を限り、

④ その地方団体の徴収金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

① 猶予期間の定め(地令附則36②)

地方団体の長は、本規定(地法附則59①)による徴収の猶予の申請があった場合には、その申請をした納税者又は特別徴収義務者の新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実の状況及びその地方団体の徴収金の全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難である状況を勘案した猶予期間の定め

② 期間(地令附則36③)

次のイ、ロの地方税の区分に応じ、イ、ロに定める期間以内の期間をいう。

イ 法人の中間申告、みなし中間申告、決定、更正に係る納付すべき道府県民税、市町村民税(地令附則36⑤一)

その事業年度の道府県民税、市町村民税の中間申告書(地法53①・321の8①)で、法人税の確定申告書(法法74①・89・145の5・144の6①)に係るもの提出期限又はその連結事業年度の道府県民税、市町村民税の連結確定申告書(地法53④・321の8④)の提出期限までの期間

ロ 法人の中間申告、みなし中間申告、修正申告、更正に係る納付すべき事業税(地令附則36⑤二)

その事業年度の中間申告をする法人の事業税の確定申告書(地法72の28①)の提出期限までの期間

(3) 申請手続き(地法附則59②)

(1)、(2)の規定による徴収の猶予の申請をしようとする者は、①の申請事項、やむを得ない理由を記載した申請書に、②の書類を添付し、これを地方団体の長に提出しなければならない。

① ①新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実があること及び

②その地方団体の徴収金の全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難である事情の詳細、

③その猶予を受けようとする金額、その期間及びイ～ニ(地令附則37①)の事項、本申請をやむを得ない理由によりその地方団体の徴収金の納期限後にする場合には、その理由を記載した申請書

イ 新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実があること及び地方団体の徴収金の全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難である事情の詳細

ロ 納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の年度、税目、納期限及び金額

ハ ロの金額のうち、その猶予を受けようとする金額

ニ その猶予を受けようとする期間

② その新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類、財産目録、イ～ハ(地令附則37②)の書類

イ 新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類

ロ 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

ハ 猶予を受けようとする日前の収入及び支出の実績、同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 施行日(令2改正地法経過措置附則1)

この法律は、公布の日(令和2年4月30日)から施行する。

(5) 経過措置(令2改正地法経過措置附則2)

① 適用要件

この法律の施行の日(令和2年4月30日)から2月を経過した日(令和2年6月30日)前に納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金については、上記(2)の規定中、「その地方団体の徴収金の納期限内」とあるのは「令和2年4月30日から2月を経過する日(令和2年6月29日まで)」と、「その地方団体の徴収金の納期限後」とあるのは「令和2年4月30日から2月を経過した日(令和2年6月30日)以後」として、(2)の規定を適用する。

② 読替後の上記(2)の規定

地方団体の長は、①の猶予期間の定め(地令附則36②)により、令和2年4月30日から2月を経過する日(令和2年6月29日まで)にされたこれらの者の申請(地方団体の長においてやむを得ない理由があると認める場合には、令和2年4月30日から2月を経過した日(令和2年6月30日)以後にされた申請を含む)に基づき、その納期限から1年以内の期間(…を限り、その地方団体の徴収金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

## 2 新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例

(1) 適用要件(地法附則60①)

次の①～⑥の要件を満たすこと。

① **耐震基準不適合既存住宅**(地法73の24③)を取得したこと。

耐震基準不適合既存住宅とは、既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものいう。

**既存住宅**とは、新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅のうち、その床面積が50平方メートル以上240平方メートル以下のもの(地令37の18①)をいう(地法73の14③)。

**耐震基準適合既存住宅**とは、既存住宅のうち、地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準(耐震基準)に適合するものとして、建築基準法施行令第3章及び第5章の4に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準(地令37の18②)をいう(地法73の14③)。

② ①その耐震基準不適合既存住宅の**耐震改修**(地法73の27の2①)に係る**契約**を、

②個人が**耐震基準不適合既存住宅**を取得した日から5月を経過する日又は令和2年4月30日から2月を経過する日(令和2年6月29日)のいずれか遅い日(地令附則38)までに締結していること。

③ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、その**耐震改修**をしていること。

④ ①その**耐震基準不適合既存住宅**を、その取得の日から6月以内に、その者の居住の用に供することができなかつたことにつき、

②次のイ、ロの書類のいずれかを**耐震改修の日から6月以内に**、**耐震基準不適合既存住宅**の取得に対する不動産取得税の減額等(地法73の27の2①)の規定の適用があるべき旨を道府県知事に提出することにより証明がされた場合(地規附則28①)であること。

イ ③その**耐震基準不適合既存住宅**の**耐震改修**に係る**工事を請け負った建設業者**その他の者から交付を受けた書類で、

④新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、

⑤個人がその**耐震基準不適合既存住宅**の**取得**をした日から6月以内に、**耐震改修**に係る工事が完了しなかつた旨、**耐震改修**に係る契約を締結した年月日及び**耐震改修**

### をした年月日を明らかにする書類

□ 個人のその耐震基準不適合既存住宅を、その取得の日から6月以内に、その者の居住の用に供することができなかつた事実の詳細、耐震改修に係る契約を締結した年月日及び耐震改修をした年月日を明らかにする書類

⑤ その耐震改修をして、その耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までに、その者の居住の用に供したこと。

⑥ その耐震基準不適合既存住宅を、その耐震改修の日から6月以内に、その者の居住の用に供したこと。

### (2) 取扱い(地法附則60①)

耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等(地法73の27の2①)の読み替後の規定は、次のとおりとする。

① 耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等(読み替後地法73の27の2①)(アンダーラインが読み替え部分。一部加工あり)

道府県は、個人が耐震基準不適合既存住宅を取得した場合において、

① その個人が、その耐震基準不適合既存住宅に耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律2②。一部の除却及び敷地の整備を除く)を行い、

② その住宅のその耐震改修の日から6月以内に、

③ その住宅が耐震基準に適合することにつき、次の②(読み替後の地規7の7)で定めるところにより証明を受け、かつ、

④ その住宅をその者の居住の用に供したときは、

その耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、

⑤ その税額からその耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた不動産取得税の課税標準から1,200万円を控除する特例(地法73の14①)の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

② ①の証明を受ける方法(地規附則28②読み替後の地規7の7)(アンダーラインが読み替え部分。一部加工あり)

①の規定の適用を受けるべき住宅が、建築基準法施行令第3章及び第5章の4に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準(地令37の18②)に適合する旨を証する書類を、①に規定する耐震改修の日から6月以内に、①の規定の適用があるべき旨の申告をした道府県知事に提出する方法とする。

### (3) 経過措置(令2改正地法経過措置附則1)

この法律は、公布の日(令和2年4月30日)から施行する。

## 3 新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例

### (1) 適用要件(地法附則61①)

次の①～⑤の要件を満たすこと。

① 中小事業者(措法10⑦六)、中小企業者(同法42の4⑧七)(中小事業者等)についての取扱いであること。

② ①の中小事業者等からは、性風俗関連特殊営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律2⑤)を営む者を除くこと。

③ 中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する家屋及び償却資産(特例対象資

産)に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準についての取扱いであること。

④ ③の家屋は、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの(これに類する家屋で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む)に限ること。

⑤ 令和3年度分の固定資産税又は都市計画税に限っての取扱いであること。

(2) 取扱い(地法附則61①)

その特例対象資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に、次の①、②の場合に応じ、①、②に定める割合を乗じて得た額とする。

① 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、その中小事業者等の事業収入割合(注)が、100分の50以下となる場合

零

(注) 事業収入割合

次の算式の割合をいう。

令和2年2月から10月までの間における連続する3月の期間のその中小事業者等の収入の合計額(注)

事業収  
入割合

その期間の初日の1年前の日から起算して3月を経過する日までの期間のその中小事業者等の収入の合計額(注)

(注) 中小事業者等の収入の合計額

その中小事業者等が行う全ての事業に係る収入の合計額をいう。

② 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、その中小事業者等の事業収入割合が、100分の70以下となる場合(①の場合を除く)

2分の1

(3) 申告要件(地法附則61②)

①、②の規定は、中小事業者等から、①令和3年1月31日までに、

②次の①、②(地規附則29)で定める書類を添付して、

③市町村長(注)に、その特例対象資産につき、(1)、(2)の規定の適用があるべき旨の申告がされた場合に限り、適用する。

① (2)①、②の場合のいずれかに該当する旨を証する書類

② 特例対象資産の一覧表

(注) 市町村長

特例対象資産が、二以上の市町村にわたって使用される移動性償却資産、可動性償却資産等についての都道府県知事又は総務大臣の評価の権限等(地法389)の規定の適用を受ける場合には、その特例対象資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事とする。

(4) 期間内に(3)の申告がされなかった場合の宥恕規定(地法附則61③)

市町村長は、(3)に規定する期間の経過後に、(3)の申告がされた場合において、その期間内に申告がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、その申告に係る特例対象資産につき(1)、(2)の規定を適用することができる。

(5) 虚偽の申告をした場合(地法附則61④)

(3)の規定により申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

## 定資産税・都市計画税の減免

(出所：経済産業省ホームページ)

中小事業者の税負担を軽減するため、中小事業者の保有するすべての設備や建物等の  
**2021年度※の固定資産税及び都市計画税を、売上の減少幅に応じ、ゼロまたは1／2とする。**  
※2020年度の固定資産税及び都市計画税は、新たな特例措置（収入が前年同月比20%以上減）に基づき、1年間、納税猶予可能。

具体的には、**2020年2～10月の任意の3ヶ月の売上**が前年同期比30%以上50%未満  
**減少した場合は1／2に軽減し、50%以上減少した場合は全額を免除する。**

※免対象> ※いざれも市町村税  
設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）  
事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の 売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上50%未満	2分の1
50%以上減少	全額

(6) 両罰規定(地法附則61⑤)

法人の代表者又は法人、人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、(5)の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、(5)の罰金刑を科する。

#### 4 新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例

##### 1 地方税法

(1) 適用要件(地法附則62)

次の①～⑧の要件を満たすこと。

① **中小事業者等**(中小事業者(措法10⑦六)、中小企業者(同法42の4⑧七))についての取扱いであること。

② **①令和2年4月30日から令和3年3月31日までの期間(適用期間)内に**

**②認定先端設備等導入計画**(生産性向上特別措置法41②)に従って**取得**(事業の用に供されたことのないものの取得に限る)をした**先端設備等**(同法36①)に該当する事業の用に供する**家屋及び構築物の固定資産税**の課税標準の特例についての取扱いであること。

③ ②の家屋及び構築物には、中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従って、リース取引(法法64の2③)に係る契約により、家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が、適用期間内に取得をした先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合におけるその家屋及び構築物を含むこと。

④ ②の家屋及び構築物は、次のイ、ロの区分に応じ、イ、ロに定めるものであること(地令附則39①)。

イ **家屋**

一の家屋の取得価額(⑤で定めるところにより計算した取得価額をいう。ロに同じ)が、  
**120万円以上**のもので⑥で定めるもの

ロ **構築物**

一の構築物の取得価額が、**120万円以上**のもので⑦で定めるもの

⑤ ④の取得価額の要件(地規附則30①)

次のイ、ロの固定資産の区分に応じ、イ、ロに定める金額をいう。

イ **購入した固定資産**

次のa、bの金額の合計額

a その固定資産の購入の代価(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他その固定資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)

b その固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

ロ **購入以外の方法により取得した固定資産**

次のa、bの金額の合計額

a その取得の時におけるその固定資産の取得のために通常要する価額

b その固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

⑥ ④イの**家屋の要件**(地規附則30②)

次のイ、ロの要件のいずれにも該当するものをいう。

イ 商品の生産、販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

ロ その家屋が、**先端設備等**(その**取得価額**(⑤の規定の例により計算した取得価額をいう)**の合**

計額が300万円以上のものに限る)を稼働させるために取得されたものであること。

(7) ④口の構築物の要件(地規附則30③)

次のイ～ハの要件(ハの比較の対象となる構築物が販売されていない場合には、イ、ロの要件に限る)のいずれにも該当するものをいう。

イ 商品の生産、販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

ロ その構築物の属する①同一の製造業者が製造した同一の種別に属する構築物を型式その他の事項により区分した場合の各区分(型式区分)に係る販売が開始された日(販売開始日)が、

②その構築物が新たに取得された日の14年前の日の属する年度(その年の1月1日から12月31日までの期間をいう)開始の日以後の日であること。

ハ その構築物について、①その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分(その構築物の製造業者が製造したその構築物と同一の種別に属する構築物の型式区分に限る)に属する構築物と比較して、

②生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均1パーセント以上向上しているものであること。

(8) 次のイ、ロの書類(地規附則30④)を市町村長(注)に提出すること(地令附則39②)。

イ 中小事業者等が取得をする家屋及び構築物が先端設備等に該当する旨を証する書類の写し

ロ 認定先端設備等導入計画の写し及びその認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し

(注) 市町村長

その構築物が、二以上の市町村にわたって使用される移動性償却資産、可動性償却資産等についての都道府県知事又は総務大臣の評価の権限等(地法389)の規定の適用を受ける場合には、その構築物の価格等(同条①)を決定する総務大臣又は道府県知事とする。

(2) 取扱い(地法附則62)

その家屋及び構築物に対して①新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、

②その家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に零以上2分の1以下の範囲内において、市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

## 2 生産性向上特別措置法

(1) 先端設備等(生産性向上特別措置法36①)(一部加工あり)

経済産業大臣は、中小企業者(中小企業等経営強化法2①)の先端設備等(従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、装置又はプログラム(情報処理の促進に関する法律2②)であって、それを早急に導入することが中小企業者の生産性の向上に不可欠なものとして経済産業省令で定めるものをいう)の導入の促進に関する指針(導入促進指針)を定めるものとする。

(2) 導入促進基本計画(生産性向上特別措置法37①)(一部加工あり)

市町村(特別区を含む)は、導入促進指針に基づき、先端設備等の導入の促進に関する基本的な計画(導入促進基本計画)を作成し、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に協議し、その同意を求めることができる。

(3) 経済産業大臣の導入促進基本計画についての同意(生産性向上特別措置法37③)(一部加工あり)

経済産業大臣は、導入促進基本計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

- 一 その導入促進基本計画が導入促進指針に適合すること。
- 二 その導入促進基本計画に係る先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
- 三 その導入促進基本計画の実施がその市町村に所在する企業の生産性の向上に資すること。

(4) 導入促進基本計画の変更等(生産性向上特別措置法38①)(一部加工あり)

市町村は、(3)の同意を得た導入促進基本計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に協議し、その同意を得なければならない。

(5) 同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法38②)(一部加工あり)

経済産業大臣は、市町村が(3)の同意を得た導入促進基本計画((4)の規定による変更の同意があったときは、その変更後のもの。以下「同意導入促進基本計画」という)に従って先端設備等の導入の促進を実施していないと認めるときは、その同意を取り消すことができる。

(6) 先端設備等導入計画の認定(生産性向上特別措置法40①)(一部加工あり)

①同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入(先端設備等導入)をしようとする中小企業者は、  
②その実施しようとする先端設備等導入に関する計画(先端設備等導入計画)を作成し、  
③経済産業省令で定めるところにより、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村(同意導入促進基本計画を作成した市町村をいう)に提出して、その認定を受けることができる。

(7) 先端設備等導入計画の変更等(生産性向上特別措置法41①)(一部加工あり)

(6)の認定を受けた中小企業者(認定先端設備等導入事業者)は、その認定に係る先端設備等導入計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その認定をした特定市町村の認定を受けなければならない。

(8) 認定先端設備等導入計画(生産性向上特別措置法41②)(一部加工あり)

特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が、その認定に係る先端設備等導入計画((7)の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。「認定先端設備等導入計画」という)に従って先端設備等導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

## 5 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例

### 1 道府県民税

(1) 適用要件(地法附則60①)

次の①、②の要件を満たすこと。

- ① 道府県民税の所得割の納稅義務者が、指定行事(コロナ臨時特例法5④)の中止等(同条①)により生じた入場料金等払戻請求権(同条①)の全部又は一部を放棄したこと。
- ② ①の放棄のうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして、その道府県の条例で定めるもの(道府県払戻請求権放棄)を指定期間(同条①)内にしたこと。

(2) 取扱い(地法附則60①)

その納税義務者が、①その放棄をした日の属する年中に道府県放棄払戻請求権相当額につき、  
②特定寄附金(所法78②)、特定非営利活動に関する寄附金(措法41の18の2①)(地法37の2①三)を支出したものとみなして、  
③道府県民税に関する規定を適用する。

(3) 道府県放棄払戻請求権相当額(地法附則60②)

(1)、(2)の納税義務者が、その年の指定期間内において、道府県払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額(寄附金の額(地法37の2①各号)及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く)の合計額(その合計額が20万円を超える場合には、20万円)をいう。

(4) 経過措置(令2改正地法経過措置附則1一)

令和3年1月1日から施行する(下記2の市町村民税も同じ)。

## 2 市町村民税

(1) 適用要件(地法附則60③)

次の①、②の要件を満たすこと。

- ① 市町村民税の所得割の納税義務者が、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄したこと。  
② ①の放棄のうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして、その市町村の条例で定めるもの(市町村払戻請求権放棄)を指定期間内にしたこと。

(2) 取扱い(地法附則60③)

その納税義務者が、その放棄をした日の属する年中に市町村放棄払戻請求権相当額につき、特定寄附金(所法78②)、特定非営利活動に関する寄附金(措法41の18の2①)(地法314の7①三)を支出したものとみなして、市町村民税に関する規定を適用する。

(3) 市町村放棄払戻請求権相当額(地法附則60④)

(1)、(2)の納税義務者が、その年の指定期間内において、市町村払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額(寄附金の額(地法314の7①各号)及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く)の合計額(その合計額が20万円を超える場合には、20万円)をいう。

## 3 経過措置

(1) 道府県民税(令2改正地法経過措置附則3)

① 適用要件

次のイ、ロの要件を満たすこと。

イ 道府県民税の所得割の納税義務者が、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の行使を、令和2年2月1日から令和2年4月30日から6月を経過する日(令和2年10月30日、令2改正地法経過措置附則2①)までの間にしたこと。

ロ その入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して、納税義務者が入場料金等払戻請求権の行使をした日から令和2年4月30日以後9月を経過する日(令和3年1月30日)までの期間(令2改正地法経過措置附則2②)内に、その払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたこと。

② 取扱い

次のイ、ロの区分に応じ、イ、ロに定めるものとみなして、改正後の地方税法(3年

新法)附則第60条第1項及び第2項の規定を適用することができる。

イ その寄附金の支出

入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄(入場料金等払戻請求権の放棄)

ロ その支出をした寄附金の額

その放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額

- (2) 市町村民税(令2改正地法経過措置附則4、令2改正地令経過措置附則第3①・②)  
(1)と同様の経過措置を設けている。

## 6 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例

- (1) 規定(地法附則61①・②)

道府県民税の所得割の納稅義務者及び市町村民税の所得割の納稅義務者が、①前年分の所得税につき、

**②特例取得した住宅を令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかつた場合の**

**③居住期限の令和3年12月31日までへの延長(コロナ臨時特例法6④)の規定の適用を受けた場合における**

**④地方税法附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の4の2第5項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。**

- (2) 読替後の地法附則第5条の4の2第1項(アンダーラインが読替え部分。一部加工あり、一線は令和2年改正部分)

**読替後の地法附則5の4の2①** 道府県は、平成22年度から①令和16年度(本則:令和15年度)までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき

**②住宅ローン控除(措法41・41の2の2)の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る)において、…、**

**③①の金額から②の金額を控除した金額**(その金額が零を下回る場合には、零とする)の5分の2(その納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、5分の1)に相当する金額(控除額)を、

**④その納稅義務者の第35条及び第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。**

この場合において、その控除額が、その納稅義務者の前年分の所得税に係る課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額(所法89②)の合計額の100分の2(その納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)に相当する金額(その金額が3万9,000円(その納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、1万9,500円)を超える場合には、3万9,000円(その納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、1万9,500円))。「控除限度額」という)を超えるときは、その控除額は、その控除限度額に相当する金額とする。

**① その納稅義務者の前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額(措法41①～⑤・⑩～⑯、措法41の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税臨時特例法16①～③)。** 平成19年又は平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、その金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

**② その納稅義務者の前年分の所得税の額(同年分の所得税について、措法41、41の2の2、41の18、41の18の2②、41の18の3、41の19の2～41の19の4まで、災害減免法2、所法95、165の6適用前)**

$$\boxed{\text{前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額}} - \boxed{\text{前年分の所得税の額}} \times 40\% \text{又は} 20\% = \boxed{\text{道府県民税からの控除額}}$$

(3) 読替後の地法附則第5条の4の2第5項(アンダーラインが読替え部分。一部加工あり、二線は令和2年改正部分)

**読替後の地法附則5の4の2⑤** 市町村は、平成22年度から**①令和16年度**(本則:令和15年度)までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき

**②**住宅ローン控除(措法41・41の2の2)の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る)において、…、

**③①の金額から②の金額を控除した金額**(その金額が零を下回る場合には、零とする)の5分の3(その納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、5分の4)に相当する金額(控除額)を、

**④**その納税義務者の第314条の3及び第314条の6の規定を適用した場合の**所得割の額から控除する**ものとする。

この場合において、その控除額が、その納税義務者の前年分の所得税に係る課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額(所法89②)の合計額の100分の3(その納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)に相当する金額(その金額が5万8,500円(その納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、7万8,000円)を超える場合には、5万8,500円(その納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、7万8,000円))。「控除限度額」という)を超えるときは、その控除額は、その控除限度額に相当する金額とする。

**① その納税義務者の前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額**(措法41①～⑤・⑩～⑯、措法41の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税臨時特例法16①～③。平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、その金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

**② その納税義務者の前年分の所得税の額**(同年分の所得税について、措法41、41の2の2、41の18、41の18の2②、41の18の3、41の19の2～41の19の4まで、災害減免法2、所法95、165の6適用前)

$$\boxed{\text{前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額}} - \boxed{\text{前年分の所得税の額}} \times 60\% \text{又は} 80\% = \boxed{\text{市町村民税からの控除額}}$$

## 7 新型コロナウイルス感染症等に係る特定書面等地方税関係申告等

### 1 地方税関係申告等の特例

#### (1) 適用要件(地法747の2①)

次の①～③の要件を満たすこと。

**① 地方団体の長についての規定であること。**

**② ①地方税関係申告等のうち、**

**②**この法律又はこれに基づく命令、条例、規則(地方税関係法令)の規定により**書面等**(書面、書類、文書その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう)により行うこととしているもので、総務省令(地規24の39①)で定めるもの(特定書面等地方税関係申告等)についての取扱いであること。

③ ②の地方税関係申告等とは、地方税関係法令の規定に基づき、地方団体の長に対し  
て行われる申告、申請、届出その他の通知をいうこと(地法762一イ)

(2) 取扱い(地法747の2①)

地方団体の長は、地方税関係法令の規定にかかわらず、  
①情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として  
総務大臣が定める基準(地規24の39③)により、  
②地方税関係手続用電子情報処理組織(地法762一)を使用し、かつ、  
③地方税共同機構(機構)を経由して行わせることができる。

2 新型コロナウイルス感染症等に係る特定書面等地方税関係申告等についての特例(地  
規附則31)

(1)②の総務省令(地規24の39①)に規定するもののほか、①次の①～④のうち、  
②地方税関係法令の規定により書面等により行うことその他の方法が規定されているも  
のとする。

- ① 申請による換価の猶予の申請手続等(地法15の6の2①)の規定による申請書及び添付す  
べき書類の提出
- ② 申請による換価の猶予の申請手続等(地法15の6の2③)において準用する徴収猶予の申  
請手続等(同法15の2⑧)の規定による申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正、提出
- ③ 地方税における納税猶予の申請手続き(地法附則59②)の規定による申請書及び添付す  
べき書類の提出
- ④ 地方税における納税猶予の読み替え規定(地法附則59③)において準用する徴収猶予の申  
請手続等(同法15の2⑧)の規定による申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正、提出

## 税理士の皆様へ

### ～懲戒処分に係る事例について～

令和元年度の税理士等の懲戒処分は、**43件**（平成30年度は51件）行われました。

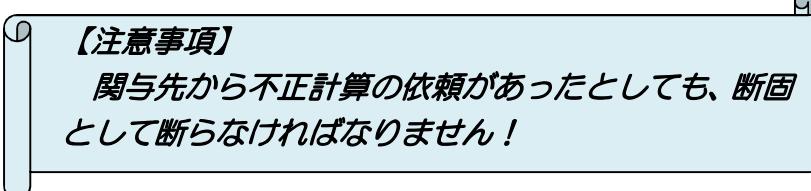
その内容は、①故意による不真正税務書類の作成、②自己脱税・多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ、③名義貸しなど、税理士としての品位に関わる税理士法違反行為や、使用人等に対する監督が適切でなかったとして使用者である税理士が④使用人等に対する監督義務違反となった行為です。

これまでの事例の中で代表的な税理士法違反行為の事例をここに紹介いたしますので、業務の参考としてください。

#### ① 故意による不真正税務書類の作成 《税理士法第45条第1項該当》

##### 〔事例〕

関与先の法人税の確定申告に当たり、代表者から前年並みの申告額になるようとの依頼を受け、架空仕入れを計上することにより、**所得金額を不正に圧縮した申告書を作成した。**

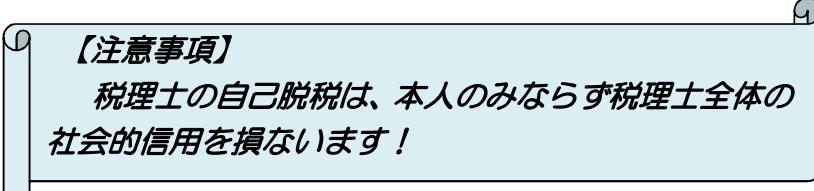


#### ② 自己脱税・多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ 《税理士法第37条違反》

##### イ 自己脱税

##### 〔事例〕

- ・ 自己の所得税の確定申告に当たり、外注費の水増し計上などにより、**所得金額を不正に圧縮して申告した。**
- ・ 自己が代表者である法人の確定申告に当たり、業務委託収入を除外することにより、**所得金額を不正に圧縮して申告した。**



## □ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（無申告）

〔事例〕

自己の所得税の確定申告に当たり、申告義務があることを十分認識していたにもかかわらず、業務多忙であったこと、確定申告しても還付になると見込まれたことを理由に、**申告期限までに確定申告書を提出しなかった。**



### 【注意事項】

「還付になるため」という理由で無申告であっても、**懲戒処分の対象となります！**

## ハ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（申告漏れ）

〔事例〕

自己の所得税の確定申告に当たり、決算内容を確認しなかったことから売上の計上漏れなど**多額の申告漏れがあった**。また、自己が代表者である法人の確定申告についても、同様の売上の計上漏れや固定資産売却益の計上漏れなど**多額の申告漏れの指摘を受けた**。

## ③ 名義貸し《税理士法第37条の2違反》

〔事例〕

**税理士でない者が作成した申告書について**、最終的に自分が確認すれば税理士法違反にならないと**自分に都合のよい解釈をして、署名押印を行っていた**。



### 【注意事項】

他人が作成した申告書を内容確認するだけでは、自らの判断に基づいて作成したことにはなりません！

## ④ 使用人等に対する監督義務違反《税理士法第41条の2違反》

〔事例〕

納税者との対応を**事務員任せ**にし、十分な**管理・監督を怠っていた**ため、事務員が納税者（関与先）の不正計算に加担するという事態を把握できなかった。



### 【注意事項】

税理士が税理士業務を行うため使用人等を使用するときは、適切に監督しなければなりません！

## ○ これからも税理士として、より一層の**品位**の保持をお願いいたします。

- ～ このほか、国税庁ホームページに多数の税理士法違反行為の事例等を掲載しています。～
- ・「税理士法違反行為 Q&A」 → 利用者別情報《税理士に関する情報》 ▶ 税理士関係法令等・Q&A ▶ 税理士制度に関する Q&A《税理士法違反行為関係》
  - ・「懲戒処分等の考え方」 → 利用者別情報《税理士に関する情報》 ▶ 税理士等に対する懲戒処分等